

江戸

一八一二—一八一五

江戸の火消と銭さし

銭さし 皆さんは「九六銭」(くろくせん・くろくぜに)という言葉をご存じでしょうか。江戸時代には、一文銭を九六枚でひとまとめにして、これを一〇〇文として通用させるという、ちよつと不思議な習慣がありました。このような銭勘定を「九六銭」といいます。こうした習慣は江戸時代になって始まったものではなく、すでに古代・中世からありました。ただし、古代・中世では九七枚で一〇〇文とすることが多かったようです。なぜこのような習慣が生まれたのか、その理由については諸説があるものの、いまだ明らかではありません。

東京市史稿産業編

第四十八解読の手引き

平成十九年三月

東京都公文書館

目次

江戸の火消と銭さし…………… 1

今様大江戸瓦版…………… 8

ません。

この「九六銭」には、なくてはならない道具がありました。それは、さし(緇)、または銭さしといわれる紐です。素材は麻だったり紙だったり、あるいは藁(わら)だったりします。これらの素材を縫って作った紐を一文銭の穴に通して、銭九六枚をひとまとめに束ねたのです。この銭の束のことを、さしと呼ぶ場合もありました。

例えば、五〇〇文の買い物をするときは、一本が一〇〇文に相当するこのさしを、五本出せばよいことになります。実際には、さし一本が一文銭九六枚ですから、九六かける五で、四八〇枚の一文銭でもって、五〇〇文の代銭を支払うことになります。

江戸の消防 さて、この銭さしと江戸の火消とが結びつくという事実は少々意外かもしれませんが、それがどのような結びつきだったのか。本巻に収録した、文化一一（一八一四）年二月付の人宿越前屋勘兵衛の願書―以下、史料②とします―と、その取扱いについての意見を記した町奉行の若年寄宛の上申書―以下、史料①とします―の二つの文書を読むと、銭さしと火消との関係が比較的詳しくわかります。この関係について説明する前に、まずは、江戸の消防体制の概要について述べておきます。

江戸の消防で特に有名なものは、いろは四七組の町火消ですが、消防の担い手としては、町々が経費を負担して編成したこの町火消以外にも、幕府や武家が編成したいいわゆる武家火消がありました。岩淵令治氏の分類によると、武家火消は、さらに、①大名が在府中の「役」として課された火消、②武家が都市の居住者として担った火消、③幕臣が役職として勤めた火消の三つに分けることができます。①にあたるものは方角火

消・所々火消があり、②にあたるものとしては近所火消・防組合があります。そして、③にあたるものが定火消です。このような武家火消と町火消が、江戸の消防の主な担い手でした。史料①と史料②に登場してくるのは、武家火消のうちの定火消の人足たちなので、ここでは定火消についてのみ、もう少し詳しく紹介します。

定火消 池上彰彦氏の研究によれば、幕府による定火消の創設は、江戸に未曾有の被害をもたらした明暦の大火の翌年の万治元（一六五八）年です。定火消役に任命された旗本は配下に与力・同心を置きました。また、実際の消火活動に従事する火消人足を召し抱えました。当初、定火消役の旗本は四名でしたが、その後増員され、元禄八（一六九五）年には一五名になりました。しかし、宝永元（一七〇四）年には一〇名に減員され、幕末にいたります。その員数から定火消は十人火消とも呼ばれました。一〇名の定火消役にはそれぞれ火消屋敷が与えられています。その所在は、八重洲

河岸・赤坂溜池・半蔵門外・御茶ノ水・駿河台・赤坂門外・飯田橋・小川町・四谷門外・市ヶ谷佐内坂の一〇箇所です。これらの火消屋敷には、それぞれの定火消役が召し抱えた火消人足が集団で寝起きして火事の際の出動に備えていました。この火消人足のことを役場中間（やくばちゅうげん）といいます。また、俗に臥煙（がえん）とも呼びます。彼らが寝起きする火消屋敷内の部屋は臥煙部屋と呼ばれます。

役場中間の部屋 火消人足⇨役場中間の組織編成などはこれまでの研究では明らかになっていません。今回取り上げた史料①や史料②にも、そうした人足の編成についての明確な記述はありません。ただし、史料中の断片的な文言や数字から、仮説を導き出すことが可能です。

史料②によれば、火消人足⇨役場中間の「部屋頭」の人数は「御一統様にて三十人」です。また、「一部屋式拾三人」という人数も挙げられています。これらの数字と定火消役の定員が一〇名であったことを考え

併せると、一〇軒の火消屋敷（史料中でも「拾軒様」と称されている）の一軒あたりに三名の「部屋頭」がいたこととなります。そして、それぞれの「部屋頭」の下に「式拾三人」の役場中間が所属する部屋があったこととなります。つまり、一軒の火消屋敷には三つの部屋があり、それぞれの部屋ごとに「部屋頭」がいて、各自、二三名の役場中間を率いていたこととなります。したがって、火消屋敷一軒には、二三かける三で、六九名の役場中間がいたこととなります。同じく史料②には、「部屋頭共」へ「七拾式人扶持」が渡されているとあります。火消屋敷一軒あたり、役場中間が六九名で「部屋頭」が三名ですから、合わせて七十二名となり、これらの数字が符合します。

部屋頭と頭立候もの また、史料②には、「一部屋式拾三人之中にて頭立候もの」がいて「何事」によらず「此ものえ部屋頭より諸事相任せ置き候事ニ御座候」とも記されています。つまり、「部屋頭」が部屋のことを直接管理していたのではなく、各部屋には「頭立候も

の」がいて、部屋の管理を「部屋頭」から任ざれていたようです。「頭立候もの」の人数については、「壹軒二三四人もこれ有り候」とありますから、火消屋敷一軒のうち三つある部屋ごとに、一名ないし二名の「頭立候もの」がいたことになります。「部屋頭」たちはこの者たちに部屋の管理を任せているわけですから、「部屋頭」自身は、火消屋敷内部で暮らしつつも、役場中間たちとは寢食を共にしていなかったのだろうと思われまふ。一方、「頭立候もの」と呼ばれる人たちは、おそらく役場中間のなかのリーダー的存在として、部屋の間たちと共に寝起きしながら、彼らを統率していたのではないのでしょうか。

「部屋頭」について、史料②では、「御役中間部屋頭は、御役中間之中より、取締宜しく組子取扱方宜しかるべきものを見立」て選ばれた者たちであると説明されています。また、そうした「部屋頭」の中には、「部屋頭」の「威光」に任せて、「下方」（役場中間たち）の「困窮」を省みない者もいる一方で、「自分御役中間之中難儀

仕り候を忘却致さず、至て手当宜しく致し遣わし候もこれ有り」とも記されています。「部屋頭」による役（場）中間の「取締」や「手当」の具体的内容も気になりますが、ここでは、「部屋頭」の立場に注意してみます。「部屋頭」は、自分がかつて役場中間だった頃の「難儀」を忘れずに、中間たちへの「手当」を「宜」しくおこなったりもする存在です。つまり、「部屋頭」になると、役場中間からは離脱し、各部屋の「頭立候もの」を紹介して中間たちを管理する立場にたつと考えられます。**役場中間** それでは、定火消の消防活動の最前線で働いていた役場中間とはどのような人たちだったのでしょうか。やや長くなりますが、彼らの「素性」に関する記述を史料②から引用します。「御役場中間素性と申すは、外御奉公人と違ひ、素性正敷ものもこれ有り、或は諸職人又は商人何れも遊興に金銭を費し、親元は申すに及ばず諸親類二も見放され、便るべき方もこれ無きもの歟、又は幼年にて両親もこれ無く、諸親類も構わず、己が気儘ニ徘徊致し、御役中間之中を便

乗候族もこれ有り、其外遠国又は近在より奉公稼敷、身分相応成る家業体見込御府内え罷り出で候処、奉公先不首尾にて暇出、国許え罷り帰り申さず、御役中間二相成り候ものもこれ有り、或は稼不相応にて暮らし方難儀二付、御役中間二相成り候ものこれ有り、…一御役中間身分と申せは前文申し上げ奉り候通、身寄之もの二見放され、大酒仕り候敷、又は家業体二疎く、人々之異見をも相用いず、喧嘩口論利不尽法外は常々持前と相心得罷り在り、何れも申分これ無きもの逆は宍人も御座無く候。右体之族二御座候間、善事二は順じがたく、悪事二は染まり安く、甚だ以って取扱六ヶ敷御座候」。以上の記述によれば、家族や親戚との関係を喪失し、また、奉公先から暇を出されるなどして江戸に滞留していた单身男性が役場中間には多かつたようです。そして、彼らは喧嘩や理不尽・法外を「持前」としており、「取扱」の難しい者たちだとされています。史料①の町奉行上申書では、端的に「無頼放蕩之もの共」と表現されています。

部屋での生活 火事場への出勤がない普段の役場中間たちの生活について、史料②においては次のように述べられています。「昼夜」が「遊楽」であつて、日々集まつては「酒興」に長じ、喧嘩口論をやっている。または、「不宜儀」（博打のことか）に集う者たちもいる。そんな中間たちの日課は、「朝六半時より昼九時迄、右藁細工致し、昼後相仕舞い入湯仕り彼是致し、八時頃より七時迄部屋内二罷り在り候ものもこれ有り、又は遊び二罷り出で候ものもこれ有り、夕七時頃は罷り帰り、夕飯給べさせ、夫より翌日の細工藁等手返し候事二御座候」というものである。午前中は「藁細工」に従事して、昼過ぎには風呂に入り、その後、午後から夕方にかけては自由時間で外へ遊びに出る者もいる。外出した者も夕方には帰り、夕食後は翌日の「藁細工」の材料を整えたりする。これが史料②に記された役場中間たちの日課です。

銭さし売り 実は、こうして役場中間たちが日々製作している「藁細工」が、冒頭で紹介した銭さしなので

す。しかし、役場中間たちは、自分たちが作った銭さしを、自分たちで売り歩くことは禁じられていました。そこで、火消屋敷一軒に一人ずつ、さし売商人を抱え置いて、この者に銭さしを販売させていました。このさし売商人に対しては、「部屋頭」たちが、役場中間たちへ支給される扶持の一部を割いて金銭を捻出し、給金を支払っていました。中間たちにとっては、支給される扶持米や塩味噌などが減っても、さし売商人が稼いできてくれる現金収入の方がありがたかったようです。さし売商人の稼ぎは「部屋頭」に納められ、「部屋頭」がこれを中間たちに分配していました。さし売商人には中間たちの中から選ばれた者がなったようです。ただし、さし売商人になると、火消屋敷からは出て、各自の「町宅」で暮らすようになります。

定火消の役場中間たちの他に、各大家名が抱えた火消人足たちも、役場中間と同様に銭さしを作っては、自分たちが雇ったさし売商人に販売させていたようです。これらのさし売商人たちは、それぞれが販売のテ

リトリ―を持っていました（「売場相定、最寄々え売出し候」）。

さし売商人たちの町方における販売方法は「右指」と荒っぽいものだったようです。史料②には、「右指売のもの共、町方商人見世先え罷り越し、無理二買ひ呉れ候様申し、其上断り候得は、声高二申し募り、理不尽成る儀申し掛け、町方ニても見世先において右体之儀これ有り候節は、渡世之妨ニも相成り候間、やむをえざる事、譬は錢指拾把買ひ呉れ候と申し懸け、或は五把又は三把と抛無く買ひ遣わし候由、承り及び申し候」と記されています。さし売商人が、町々の商店に押しかけては店先で大声を出して、それに困った商店の人々に銭さしを買い取らせるといふ、押し売り行為です。

江戸の民衆世界 このように問題の多かった銭さしの販売方法についての改革案を述べているのが、史料②の人宿越前屋勘兵衛の願書です。人宿は、役場中間となる者たちの身元を保証し、扶持の受け渡しなどを業

務とする商人です。この人宿と、部屋頭・役場中間との関係がどのようなものであったのかという問題も大変興味深いものです。史料②からも彼らを取り結んだ関係の一端が見えてきますが、紙幅の都合もあり、ここでは紹介しません。こうした人々の生活の実態や諸関係をていねいに分析していくことで、江戸の民衆世界の構造が解明されていきます。これまであまり注目されることのなかった町火消人足と役場中間＝定火消人足との違いについても、最近の市川寛明氏の研究では、イエ（家）の重層的な結合を核とする町火消人足の集団と、そうしたイエ結合を欠く役場中間の集団との相違点が指摘されています。史料②でも、単身の役場中間たちと、「妻子扶助致し候」者たちもいる「町抱」＝町火消人足との違いに言及があります。

巨大都市江戸では、相互に異質で多様な人々が生活していました。例えば、町々には地域コミュニティが形成されていましたが、今回紹介した役場中間たちのように、そうした地域コミュニティからは外れた

ところで生きる人々も少なからずいました。消防活動をはじめ、巨大化した都市社会を維持する活動には、そうした人々の存在が必要でした。その一方では、銭さしの押し売りも一例ですが、相互に異質で多様な人々の間には、さまざまな軋轢も生じていました。そのような多様な人々のあり方をていねいに分析しながら、多様性の共存こそを基本とした、巨大都市江戸の民衆世界の構造を明らかにすることが重要です。

〔参考文献〕

池上彰彦「江戸火消制度の成立と展開」（『江戸町人の研究』第五卷、吉川弘文館、一九七八年）

岩淵令治「江戸消防体制の構造」（『関東近世史研究』

第五八号、二〇〇五年）

市川寛明「江戸における消防組織の存在形態と結合

原理」（同右）

（小林信也・専門史料編さん員）

今様大江戸瓦版

文化九年より
文化十二年まで

《文化九年―一八二二年》

御蔵米のお払い 札差が引受けへ

二月二十日 この日、札差の集中する浅草蔵前の天王町、御蔵前片町、森田町近辺は、次のような話で持ち切りだった。「この度、三町の札差仲間に、御蔵米一万五千石の御払い（購入希望者に糶売りすること）が申し付けられたそうだ。」「そりゃあ、申（文化五）年以來のことだね。」「もともと札差の業務だった御払いから札差が閉め出されて、十組問屋仲間などが引き受けていたのだ。このあたりの札差も随分儲けが薄くなっていたものさ。」「なんでも、今度のこととは、わざわざ御蔵奉行様の方から申し立てて下さったそうなの。」しかし、三月になると、払い米一万五千石が五千石に減らされ、その分は十組問屋らが引き受けるとい

知らせが来た。裏で何があったのかは、不明である。札差の収入となる世話料はかつての半額、しかもわずか五千石になってしまふとはいえ、せつかく復活した御払いで、しくじることはできない。三月十五日の入札を前に、御蔵奉行方からは、「万一、札差の払い値段が十組より安ければ、上々様方に申し訳も立たず、働きも悪くみえるが、どうするつもりだ。」と迫られた。札差らは、密かに、差額を負担し損金を出してでも無事に御払いを済ませることを申し合わせた。幸い、御払いは順調に行われ、札差の損金となることはなかった。↓産業稿48―12頁

町奉行所、消耗品の経費削減に踏み切る

三月五日 南町奉行所が、消耗品経費削減策を打ち出した。二割余の削減で年間六八両余が節約されることになる見込みだ。

昨年三月、幕府財政改革の一環として町奉行所も更なる儉約を求められたが、これ以上の削減は「どだい無理な話」として、小田切土佐守・根岸肥前守の両町

奉行ともこれに応じていなかった。

今回対象となったのは、紙、蠟燭、筆、墨、箒、桶類、挑灯類、焚炭、燈油などで、消耗品全体の費用は金三三〇両、うち紙蠟燭代が二二四両一分余と、七割近くを占めている。これらから二割余を差し引くと、全体で金二六一両一分銀六匁にまで下がり、紙蠟燭類も一七九両余になる。

町奉行所では当初入札による削減を図ったが思い通りに価格は下がらなかった。このため、従来の納入業者に厳しく申し渡し、冥加として価格引下げをさせた。商人らもバラ売りにしたり、上物を中物にと質を下げたり、桶などは樺材を杉材に変えるなどして、コスト削減を図っている。↓産業篇48―51頁。

松平定信、致仕し、浴恩園に隠居

四月六日 陸奥国白河藩主松平定信が、家督を定永に譲り隠居した。松平定信は、天明七年（一七八七）に三十歳という若さで老中首座となり、内憂外患に対応した幕政改革を進めたことで有名。このたび藩主の座

も退いた定信は、同藩江戸下屋敷内の浴恩園にて隠居暮らしを始めた。尾張藩蔵屋敷を挟んで浜御殿（浜離宮）が南に位置する場所だ。

園内は、「千秋館」と呼ばれる住居と広大な庭園からなる。住居壁面には、中国唐代の四大書家のひとり歐陽詢の字句を集め彫刻した「涉世十法」と、自筆を彫刻した「楽亭壁書」が掲示されている。これによれば、定信は自身を「楽翁」と称し、余生を風流と風情ある暮らしに求めるようだ。

また、「隠栖ニテハ公務ナケレハ時ヲ争フヘキ用ハナシ」と、幕府要人としての十数年に及ぶ激務からようやく解放された様子も知られる。「ぶんぶぶんぶ蚊はどうるさきものはなし」と皮肉られたほど改革政治に徹した定信ではあったが、隠居暮らしでは文化的で静かな暮らしを望んでいる。↓遊園篇2―912頁。

牛に荷鞍を積んでの駄賃稼ぎを禁止

十月二日 文化五（一八〇八）年より御伝馬役らが差し止めを求めていた、牛に荷鞍をつけての駄賃稼ぎが

全面禁止となった。

江戸周辺の馬持達は、飼育コストが安く荷物を多く運べる荷附牛の横行が経営を圧迫すると訴え、町奉行所に荷附牛の取締りを求めている。今年三月以来、町奉行所は紛争の解決に乗り出し、江戸稼ぎの牛持人数を調査、江戸市中に八名、近郊農村に四名、計十二名の存在を突きとめていた。彼らに、江戸稼ぎをしない事、持牛を払い下げる旨の証文を提出させる事で、事

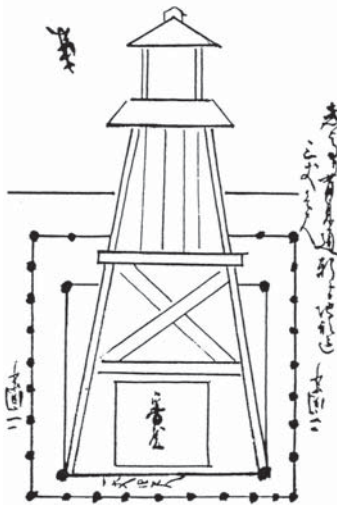


橋を渡る荷附牛 江戸名所図絵巻八

件は解決するかにみえたが、角筈村の庄右衛門が証文の提出を拒否し、事件は長期化していた。町奉行所は馬持達の毅然とした態度により、庄右衛門へ荷附牛の放棄を申渡した。馬対牛の仁義なき戦いにひとまず終止符が打たれることになった。↓産業篇48―151頁

火の見櫓再建

十月 本材木町六丁目河岸地に、火の見櫓が再建された。昨年十一月、南伝馬町三丁目から出火した火事で焼失していたもの。



再建なった火の見櫓
撰要永久録公用留巻二十

今回の再建工事は請負代金三一兩二分、二十日間で仕上げる工程で、今年六月には請負大工も決定した。しかし火の見櫓下の番屋の間数が願い出の際のものと相違するという不備が発覚、完成が遅れていた。結局、後から建て増しをするのも面倒だということで、願書の通りに「二間四方・一間の庇付」の番屋が建てられることに決着した。ようやく完成した火の見櫓を見上げて、周辺住民からは安堵の声が上がっている。↓市街篇34—36頁。

《文化十年—一八三三年》

十組問屋仲間に株札を交付

新規の間屋加入を禁止

三月二十八日 幕府は十組問屋仲間六十五組、一二七一軒に対し、株数一九九五株と定め、株札を交付することを決定した。今後は新たな間屋の加入は認めず、廃業者があった時にはその株式を仲間で預かり、組内で適当な者を見立ててその者に譲ることとされた。こ

の中には菱垣廻船積問屋以外にも、樽船積の酒問屋や、十組客分となっていた木綿問屋大伝馬町組などが加わり、江戸の商品流通に関わる諸仲間を網羅する巨大な独占体制が成立したことになる。だが、この幕府による独占体制承認の動向を推進した菱垣廻船積十組仲間—三橋会所の内実は、巨額の赤字を抱えており、市中では株札交付と引替えに度重なる上納金の催促が行われると危惧する声もある。↓産業篇48—212

「蕎麦を食べると死ぬ」との噂広がる

困惑する蕎麦屋たち

六月十八日 最近江戸中で「蕎麦を食べると死ぬ」という何とも不気味な噂が流布しており、これを真に受けて蕎麦を食べない人も現れている。

流布し出したのは四月頃という。この噂にはもったらしい根拠がついていて、「去年、在方では洪水で綿畑が不作となり、そのあとに蕎麦を蒔いた。江戸の蕎麦はそれを使っているから、食うとあたってしまう」というのだ。これに一番迷惑しているのが蕎麦屋で、

なかには休業に追い込まれる店も出るなど影響は深刻だ。

町奉行所の廻り方もついに黙視できなくなり、「何の食物を喰おうと自由だが、このような異説を触れまわるのは宜しくない」と注意を促している。

↓産業篇48―256

寺社富札に便乗、「影富」を取り締まり

十月十九日 以前から禁止が命じられていた影富について、嚴重取締の町触がされた。文化五年（一八〇八）に幕府から毎月開催を認可されていた谷中感応寺の富突（富くじ）に加え、このたび目黒竜泉寺（目黒不動）、湯島喜見院（湯島天神）でも影富が発覚した影響が大い。その盛況ぶりから「江戸の三富」と称された富突興行で影富が確認されたことになる。

富突は、幕府から開催を公認された寺社が、番号を書いた紙札を販売し、抽選日に大錐でもって木箱の蓋の小穴から番号が書かれた木札をつくという方法で当選を決定する。このような公認の富突興行の当選番号

予想を賭博対象に、影富と称して札を販売、金銭取引し一儲けしようとする者が、幕府取締の目をぬすんで暗躍していたが、その主催者には武家の家来や札差もいるとの情報もある。町奉行所は「影富」の取締に躍起だが、富突の流行とともに抑制には困難が避けられそうもない。↓産業篇48―315頁。

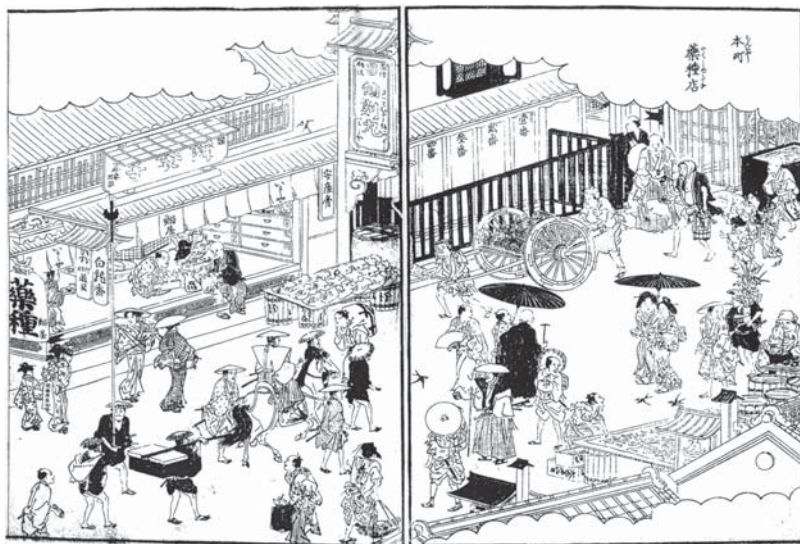
《文化十一年―一八一四年》

薬種流通統制始まる

七月 医薬品の原材料を取扱う薬種業界における不正取引を見かねて、厳しい流通統制が開始された。

問題の争点は上方表との直接取引にある。従来、直接取引は、本町三丁目薬種問屋と大伝馬町組薬種屋の両組五十名に限られていた。しかし、それ以外の薬種屋による不正な直接取引が、近年顕在化していた。

不正取引をする者には、薬種成分の知識が不足している者、無免許で薬種販売する者などがある。とりわけ不正な唐薬種（漢方薬の原材料）の取扱いが問題視されている。



本町三丁目薬種店 「江戸名所図会」 卷一

薬種は人命にも関わる品であるため、町奉行所は上記の両組を唐薬種の調査委員に認定、寄合所での成分調査の実施を決めた。さらに、従来自由に取引されていた、山方から採集される和薬種（国産薬品の原材料）についても、直接取引をこの二つの仲間組合に限定し、流通の一元化を図った。また、一般の薬種屋へは、定員を定めて組合をつくるよう命じた。

以上が流通統制の内容であるが、実体は不正取引が紀州樽船でなされたことから、流通の一元化による菱垣廻船の取引量確保が目的と考えられ、ここにも三橋会所推進派の思惑が見え隠れしているという。↓産業篇第48—442

「頓智なぞ」、看板に偽りなし

謎解き坊主春雪の見世物が人気

十月 最近浅草寺境内奥山で、謎解き坊主による「頓智なぞ」という看板の見世物が、たいへんな評判をよんでいる。これは、十六文で客を入場させ、高座の謎解き坊主が客の投げる謎かけを即興で解いていく、と

いう趣向である。場内には、蛇の目傘・米俵・器物などが飾られており、もし坊主が答えに失敗すると、これらが客への景品となる。坊主は、ご愛嬌でまれに失敗することがあるものの、たいていの謎かけには即答できるという。両国にもこれを真似した見世物が登場したが、この坊主には及ばぬという評判である。坊主は二本松産の盲人、年は二十一、二ほどで、「春雪」と名乗っている。そのころは「すぐにとける」だという。

↓遊園3—227

町年寄樽与左衛門退役

実は自害との噂も

十二月晦日 年の瀬の江戸に衝撃が走った。幕府は今日、町年寄樽与左衛門の退役を承認した。幕府筋によれば樽氏からの退役願いに対して、町奉行は緊急に書類を作成し、若年寄堀田撰津守に耳打ちした上で、奥右筆組頭秋山内記をもって老中土井大炊頭に伺った。老中もこれに対して即刻これを承知し、書面を戻したという。あまりに異例の速さでこの案件が処理され

たことになる。別の情報筋によれば、樽与左衛門は実は自害して果てたという。この数年、杉本茂十郎らと結び、三橋会所体制の推進に努めてきた樽氏については、公金使い込みの噂や、複数の妾宅を持ち贅沢を極めていたなどの風評も絶えず、多額の冥加金差出しを強要されてきた江戸市中の商人らの中には怨嗟の声も上がっていた。いよいよ公金使い込みの捜査が身に迫り、その発覚を恐れて自害したというのだが、幕府の異例に迅速な対応は、この噂の信憑性を高めるものといえそうだ。

文化八年に町奉行小田切土佐守が死去、さらに今回樽与左衛門が自害したとなると、三橋会所体制は大きな後ろ盾を立て続きに失ったことになり、今後の政局にも大きな影響を与えることになりかねない。↓産業

篇48—672

《文化十二年―一八一五年》

天文方伊能忠敬、御府内測量を許可される

正月二十三日 今日、天文方高橋作左衛門景保手附伊能勘解由忠敬は、幕府若年寄より御府内測量の正式認可をうけた。開始日は二月三日という。

佐原の豪家に生まれた忠敬は当時衰微していた生家の復興に努め、さらに村名主として窮民を救うなどしたのち、晩年にいたって学問、とりわけ天文学を志した。この年七十一歳。すでに全国の測量を終え、伊豆及び江戸の測量を残すのみとなっていた。この江戸御府内の測量ではさすがに主力は部下に譲り、孫の忠誨とともに随時参加することになる見込みという。↓産業篇48―681

三井家越後屋が三橋会所の運営

健全化を求めてついに訴

二月二十四日 江戸を代表する大店、三井家越後屋がついに十組仲間＝三橋会所の運営健全化を求め出訴に至った。三橋会所・十組問屋は前年十一月「十組三橋

会所取扱方簡条書」を各問屋仲間に提示、会所の運営と借金返済方について協力を要請した。しかしその根拠となる金銭出納勘定が不透明極まりなく、実際に巨額の借金が返済できるのか不確かなものだった。越後屋江戸店は三橋会所の存続と冥加上納金差出しを支持した上で出納監査の実施と運営改善を提起する示談書を提出していた。しかし杉本茂十郎や担当町名主らはこれを握りつぶし、取り合おうとしなかった。このためついに三井家江戸店単独で町奉行所に訴え出た。

当初、同家は南町奉行所に出訴したが、三橋会所関係は北町奉行所の所管ということで、審理は北町奉行所に移される。ここから三井家江戸店にとっては苦しい展開が続いた。というのも、三橋会所勢力は、北町奉行所与力クラスの要路に取り入っており、審理の過程でも与力がひたすら願書取り下げを強要するという理不尽な態度が続いたのである。

三井江戸店の粘り強い主張にも関わらず、最後には過料銭を取られるという不本意な結末を迎えるが、そ

れでも、京都本店に送った報告の中では、正しい主張を論じきつたので、今後は不当な出金強要などもなくなるであろうと述べている。幕府御用達も勤める豪商として、三橋会所と一部幕府役人・町役人との不正常な関係にもとづく現状の変革に一定の手ごたえを得たものといえる。↓産業篇48―692

名奉行根岸鎮衛死去、後任に岩瀬氏が決定

十一月二十四日 南町奉行根岸鎮衛が在職中に病死したため、この日、その後任に岩瀬氏紀が就任した。根岸鎮衛は没年七十九歳。十七年に渡って同職を務め、「名奉行」として名の知れた人物であった。

鎮衛は、宝暦八年（一七五八）に禄高百五十俵の根岸家の養子に入り、評定所留役という下級官僚として出仕し始めた。家柄が重視される幕府官僚制のなかで、「業前の場所」と呼ばれた能力重視の勘定所系の役職を次々に昇進、寛政十年（一七八七）に町奉行となり、千石に増加されるといって大出世を遂げた。その鎮衛はちよつと変わった人物でもあった。彼は耳にし

た奇談・雑談を綴り『耳袋』という随筆を書き残した。その「副言」には、江戸名主が提出した「大にしかるべき」訴状を「滑稽」によって論じた裁きの内容が、彼の「様々の面白き捌」の一つとして紹介されている。このたび就任した岩瀬は、千七百石で両番筋の家柄と旗本家の中でもエリート出身。出自は根岸と対照的だ。下情に通じた「名奉行」の後任者として、岩瀬の手腕がどの程度のものか注目される。↓市街篇34―708頁。